

State of California
Department of Social Services

NOA Msg Doc No. : M44-316C SAR
Page 1 of 1
Action : Inform
Issue : Voluntary Report
Title : No change/mid-
period
Report of
Property

Auto ID No. :
Source :
Issued by : ACL No. 13-80
Reg Cite : 44-316.3,
40-181.1(a) (1)

Use Form No. : NA 290
Original Date : 05-01-13 New
Revision Date : 09-23-13

MESSAGE:

あなたは最近郡に資産の変更を報告しました。

通常、報告した資産額によってあなたはキャッシュエイドの受給資格が喪失します。郡では 6 ヶ月おきのみ資産を確認することが規則で定められています。これは、現時点であなたのキャッシュエイドに変更はないことを意味しています。

[] あなたの次回の報告は年次再認定書になります。すべての情報は SAWS 2 再認定書で報告・確認される必要があります。

[] あなたの次回の報告は半期報告書 (SAR 7) になります。

- 資産とその価値の証明は提出済みです。この資産に関しては変更がない限り再報告の必要はありません。
- 資産を報告した際に証明が提出されていません。資産は SAR 7 で報告し、証明を添付する必要があります。既に資産を所有していない場合は、理由 (販売、消費など) を報告してください。

資産限度額は\$2,000 になります。助成金受給者の中に 60 才以上の者または障害者がいる場合は\$3,250 になります。

キャッシュエイドの受給資格を継続させるには、適正価格で資産を売却し、資産制限額まで現金を消費するか、制限付き銀行口座に入金する必要があります。資産を譲渡したり、公正価格以下で売却することはできません。

制限付き銀行口座は、教育費や住居費、開業費のために預金を保護します。担当者に連絡し、CalWORKs (カリフォルニア州就業の機会と子供に対する責任) の書類に記入して承認を受けてから、預金するための特別な (個別の) 銀行口座を開くことができます。

INSTRUCTIONS: Use this notice to inform clients that information reported about property during the semi-annual period has resulted in no change to their benefit amount.